

熊本県球磨村、千葉県匝瑳市、株式会社球磨村森電力、匝瑳みらい株式会社間
での地域脱炭素事業に係る連携協定

熊本県球磨村（以下「甲」という。）、千葉県匝瑳市（以下「乙」という。）、株式会社球磨村森電力（以下「丙」という。）及び匝瑳みらい株式会社（以下「丁」という。）は、地域脱炭素事業に関して連携し、協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が協働し、甲及び乙が目指す地域脱炭素の実現及び全国的な営農ソーラーシェアリング事業の拡大に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「ソーラーシェアリング・アカデミー」とは、脱炭素社会を実現するため、乙に所在する営農ソーラーを活用し、営農ソーラーシェアリングに関する研究、研修、実践、情報発信、インターン受入事業その他の営農ソーラーシェアリングを普及するための事業を行う組織で乙の指定するものをいう。

（連携協力事項等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1） 脱炭素先行地域づくり事業の推進に関すること。
- （2） オンサイト PPA 太陽光発電及びオフサイト PPA 太陽光発電の設置や開発に関すること。
- （3） 営農ソーラーシェアリング事業に係る技術連携及び共同調達に関すること。
- （4） ソーラーシェアリング・アカデミーに関すること。
- （5） 前各号に定めるもののほか、地域脱炭素の推進に関すること。

2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な取組については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の締結及び実施において知り得た他の本協定当事者の秘密を、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に当該当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定が終了した後も前項に定める守秘義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙、丙又は丁が書面により特段の申出を行わない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（見直し）

第6条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出た場合は、その都度甲、乙、丙及び丁で協議の上必要な変更を行うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が各自署名の上、それぞれその1通を保有する。

令和7年5月27日

（甲） 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村

球磨村長

松谷 浩一



（乙） 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2

匝瑳市

匝瑳市長

宮内 康幸



（丙） 熊本県球磨郡球磨村大瀬大字1121番地球泉洞森の香房2F

株式会社球磨村森電力

代表取締役

中嶋 崇史



（丁） 千葉県匝瑳市八日市場ハ941番地1

匝瑳みらい株式会社

代表取締役

椿 茂雄

